

議案第30号

専決処分事項の承認について

守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年 6月11日 提出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日

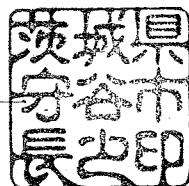
| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 30号 | 1 |

専 決 処 分 書

守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日

守谷市長 会田 真



守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

守谷市長 会田 真一

守谷市条例第 11 号

守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

守谷市都市計画税条例（昭和55年守谷町条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第2項」を「附則第2項」に改め、附則第5項中「第2項」を「附則第2項」に改め、附則第6項中「第2項」を「附則第2項」に改め、附則第13項中「，第5項，第14項，第18項から第26項まで，第28項，第30項，第32項若しくは第36項」を「，第12項，第16項から第24項まで，第26項，第27項，第29項若しくは第33項に改める。」

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の守谷市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 30号 | 2 |

提案理由（議案第30号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。

改正の主な内容は、地方税法の引用条項の整理です。

よろしく御承認くださるようお願いいたします。

守谷市都市計画税条例新旧対照表

参考資料

| 改 正 | 現 行 |
|--|--|
| <p>附 則</p> <p>(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>2から3まで (略)</p> <p>4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地</p> | <p>附 則</p> <p>(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>2から3まで (略)</p> <p>4 第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地</p> |

等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）

7 (略)

等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）

7 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の課税の特例)

8から10まで (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

11から12まで (略)

13 法附則第15条第1項, 第12項, 第16項から第24項まで, 第26項, 第27項, 第29項若しくは第33項_____, 第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

14 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の課税の特例)

8から10まで (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

11から12まで (略)

13 法附則第15条第1項, 第5項, 第14項, 第18項から第26項まで, 第28項, 第30項, 第32項若しくは第36項, 第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

14 (略)